

# こんにちは！ ポッポおひさま発電所です

サポーター通信 No.6  
2010.7.30

暑中お見舞い申し上げます。

みなさま。お元気でお過ごしでしょうか。

日ごろのポッポおひさま発電所へのご協力ありがとうございます。

私たちの永年の願いが、実現に向けて動き出しています。

ます。地球温暖化に対する危機感の高まりから、政権交代以後、太陽光発電など自然エネルギーによる電力の全量買取補償制度導入への動きが強まっているからです。実現のための道程は今、正念場にさしかかっています。(2P 参照)

## ポッポおひさま発電所を継承するために

「ポッポ保育園環境イベント 2010」を開催

6月26日ポッポ第2保育園で「ポッポ保育園環境イベント 2010」を開催しました。当会の和田武代表が「地球温暖化の原因は？私たちに何ができるか」をテーマに講演し、長谷利男企画部長が「ポッポおひさま発電所の仕組み、歴史」について報告をしました。

ポッポおひさま発電所設置から4年が経過しました。園児や父母の代替わり、設置当時の状況を知る職員の減少などにより、「これからもポッポおひさま発電所を支えてゆくためには、その意義や歴史を継承してゆくことが不可欠」そして「園の活動がきっかけで卒園した園児たちが環境の勉強や、環境に係る仕事で活躍していれば…」との思いで、今年は内部の学習を中心開催されました。当日は雨がひどく、まさにドシャブリの状態でしたが、保護者や保育士など約20名が参加しました。

学習会は宮村事務局長の司会ではじめました。はじめに、高砂理事長よりポッポおひさま発電所設置の経過などを合わせてご挨拶がありました。

続いて、和田代表が、「地球温暖化の原因は？私たちに何ができるか」をテーマに講演を行いました。講演では「今、とりくみを強化しなければ、未来は危機的状況に陥る」「温暖化による破壊的未来を回避するためには産業革命以降の気温上昇を2°C以下に抑制する必要がある」「環境を守る消費者（グリーンコンシューマー）として市民に出来る省エネ」「自然エネルギー普及と市民の役割」について話されました。

長谷企画部長は「市民共同発電所の仕組み」「点灯式以

降の活動」「子どもたちの未来のために」をテーマにこれまでの活動を報告しました。

「ソーラーパネルを設置したいと思うが費用を抑える方法、発電効率を上げる方法はないでしょうか」「オール電化はCO<sub>2</sub>排出を増やすと聞きましたが、なぜですか」「オゾン層の破壊と温暖化は関係あるのですか」など質問が事前に多数だされていました。講演・報告の後、司会者より質問が紹介され和田代表が丁寧に答えました。

自然エネルギー市民の会は、おひさま発電所にかかるこれまでの活動をパネル展示しました。

園と市民の会双方で、これからも活動を継続してゆくことを確認しあう良い機会となりました。



ポッポ第二保育園で講演する和田代表

特定非営利活動法人 自然エネルギー市民共同発電  
発行責任者：早川光俊

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目 1-19-470

Tel:06-6910-6301, Fax:06-6910-6302

E-mail:wind@parep.org, URL:<http://www.parep.org/>

# NEDOとの共同研究期間が終了

発電設備の全面移管を受ける

## 《活動日誌》

2009年

- 8/29 サポーター通信 No.5 発行
- /30 2009年度建設協力金返還
- (9/22 鳩山首相 CO2 25% 削減を表明)
- (11/ 1 太陽光発電買取価格を引き上げ)
- /22 鴻池ファミリーフェスティバル
- 12/23 ポッポ保育園餅つき大会

2010年

- 1/20 2009年下半期データ報告
- 4/17 最終データ報告・共同研究終了
- 5/27 第5回通常総会
- /31 全量買取制度に関する意見提出  
(自然エネルギー市民の会)
- 6/26 ポッポ保育園環境イベント

ポッポおひさま発電所は、NEDO「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」の補助金と市民による建設協力金・寄付金を元手に実現しました。当会はNEDOと4年間の共同研究契約を結び、継続的に気温、日射量、発電量を計測記録しNEDOに提出してきましたが、去る3月末を以って共同研究期間が終了しました。

これまで、太陽光発電設備を当会とNEDOで共同所有していましたが、共同研究期間の終了に伴い、NEDO所有分を当会が買い取り、今後は当会の一元的管理に移行します。買い取り価格は約52万円で確定しており、この資金は資産買取基金として積み立ててきたものです。

## 自然エネルギー政策の変化に向けた動き

昨年9月に政権が交代し、鳩山内閣が誕生して以来、自然エネルギー政策が変化し始めています。これは、鳩山首相が直後の国連気候変動サミットで、2020年までにCO2排出量を25%削減する(1990年比)ことを表明したことを受け、化石燃料の消費を減らし自然エネルギーを普及することを急務としたためです。

1) 太陽光発電の買取価格を48円/kWhに引き上げ  
太陽光発電の余剰電力(自家消費して余った電力)はこれまで電力会社に購入価格と同価格で売電され、価格・買取量とも電力会社の裁量に委ねられていました。昨年11月からは、法律で買取期間(10年間)、価格(別表参照)が義務付けられ、一般家庭の場合約2倍に引き上げされました。【別表】

### 太陽光発電 新買取価格

	住宅用	非住宅用
設備容量	10kW未満	500kW未満
買取価格	22-24円/kWh	48円/kWh
新価格	電力購入価格	24円/kWh

ポッポおひさま発電所の場合、従来は18.9円/kWhで売電していましたが、新買取価格は非住宅用の24円/kWhになりました。しかし、ポッポ第2保育園では自家消費が多く、余剰電力は全体の2割程度のため、価格引き上げによる収入増は年間1万円程度に止まります。

## 2) 全量買取補償制度の導入に向けての動き

買取価格引き上げは一步前進ですが、自然エネルギーの本格的普及策としては不十分です。

その理由は、

- ①太陽光発電に限定し、風力、小水力など全ての自然エネルギーを対象としたものではないこと。
- ②余剰電力のみを対象とし、自家消費分も含めた自然エネルギー発電全体を対象としていないこと。
- ③住宅用と非住宅用の価格差、発電事業の除外など多くの制限や条件が付されていることなどです。

私たちは、ドイツなど自然エネルギー先進国でその効果が実証されている「全量買取補償制度」の導入を、以前から主張してきました。ようやく政府もその検討に着手し、「再生可能エネルギー全量買取制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、オプション案の公表、意見公募などをしています。

自然エネルギー市民の会は、5月31日にあるべき制度の姿についての意見書を経済産業省に提出しました(4Pに抜粋を掲載)。

しかし、電力、鉄鋼などの産業分野では、国際競争力を弱めるなどの反対や慎重論が依然として根強く、参議院選挙での与党敗北もあって情勢は予断を許さないものになっています。引き続き全量買取制度の導入に向けて世論を高めてゆくことが大切です。

# 2009年度 11,140 kWhを発電

累計 45,000 kWhに

ポッポおひさま発電所は2009年4月から2010年3月までの1年間に11,140kwhを発電し、昨年に次いで過去2番目の発電量を記録しました。6月にデータ記録装置に不具合が発生しましたが、発電設備そのものには異常なく順調な発電状況を継続しています。

稼働開始以来の累計発電量も4万5千kWhを超えるました。これによるCO<sub>2</sub>削減効果は3万1千tと見積もられます。なお、このCO<sub>2</sub>削減量は、グリーン電力証書を購入した企業・団体の所有に移転しています。



発電量の掲示に取り組む子供たち

## ポッポおひさま発電所 発電実績

これまでにポッポおひさま発電所のグリーン電力証書を購入した企業団体

- 株式会社三洋商事 16,000pvgs
- 特定非営利活動法人 東大阪市民環境会議 912pvgs
- 日本生活協同組合連合会 552pvgs

年度	発電日数	日射量 (kWh/m <sup>2</sup> )	発電量 (kWh)	自家消費と売電(kWh)			
				売電量	自家消費量	合計	自家消費率
2005	38	141	1,172	115	610	725	84%
2006	365	1,355	10,977	2,265	8,735	11,000	79%
2007	366	1,404	10,589	2,186	8,412	10,598	79%
2008	365	1,165	11,314	2,494	8,739	11,233	78%
2009	365	1,397	11,140	2,618	8,541	11,159	77%
累計	1,499	5,461	45,193	9,678	35,037	44,715	78%

※ pvg : 太陽光発電 1kWh に相当する  
G 電力証書価値を表す単位

※発電量は月末〆、売電量は20日〆

CO<sub>2</sub>削減量 = 31,183 kg-CO<sub>2</sub> → G 証書購入者

## 1口当たり5千円の建設協力金を返還 2009年度決算

5月27日に第5回通常総会を開催し、2009年度事業報告及び決算を承認し、今年度も予定通り、建設協力金1口当たり5千円を返還することを決定しました。

発電設備の原価償却費32万円を計上してもなお若干の黒字を出すことができ健全な財務状況です。

2010年度以降は、NEDOから資産の全面移管を受けたため損害保険料が増加するので、寄付金や助成金などの収入を増やすことが課題です。

### 2009年度事業報告(要旨)

発電量	11,140 kWh
建設協力者数	35名
建設協力金口数	40口
建設協力金返済額	60万円
建設協力金残高	340万円

### 損益計算書 2009.4.1～2010.3.31 (単位円)

発電収入	226,411	支出計	360,789
会費収入	60,000	收支差額	11,856
寄付金収入他	86,234	前期繰越金	2,486,875
収入計	372,645	次期繰越金	2,498,731

### 貸借対照表 2010.3.31現在

勘定科目	合計金額
現金	88,866
普通預金	1,600,979
未収金	78,796
前払費用	33,160
固定資産	5,427,500
資産合計	7,229,301
減価償却引当金	1,830,570
建設協力金	3,400,000
負債計	4,730,570
碧龍所資産買取基金	519,750
発電設備保全基金	502,250
正味財産	1,476,731
正味財産合計	2,498,731
負債・正味財産合計	7,229,8301

(注)

- 1) グリーン電力証書の販売收入は、「寄付金収入他」に計上しています。
- 2) 「発電所資産買取基金」は、2010年3月末にNEDO所有の発電所資産を買取るための準備金です。
- 3) 「発電設備保全基金」は、将来起こりうる修繕などへの準備金です。
- 4) 原価償却費は定額法で計上しています(償却期間:機械装置17年、什器・備品4年)。



2010年5月31日

## 再生可能エネルギー全量買取制度への意見（抜粋）自然エネルギー市民の会

### ○制度の目的

気温の上昇を産業革命前から2°C未満にとどめていくには、先進国は温室効果ガス排出量を2050年までに、90年比80%以上の削減が必要とされ、その通過点である2020年目標として日本政府が掲げる25%は国内削減で達成すべきものである。

温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーの普及促進は欠かせない取り組みであり、そのために必要な政策手段として再生可能エネルギーの全量買取を電力会社に義務づける電力買取補償制度（全量買取によって初期投資の80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする制度）が求められる。

また、全量買取制度は決して一部の市民や事業者を優遇する政策ではなく、戸建住宅を持たなくとも市民共同発電などを通じて太陽光発電に取り組むことが出来、また初期投資費用がなくとも金融機関からの借り入れを受けて取り組むことが出来る、などの条件整備が本制度の施行に伴って進み、国民全てが再生可能エネルギーの設備導入の機会を公平に得ることが出来るようになることが肝心である。

（中略）

### ○目標

前述の目標達成のためには、2020年までに再生可能エネルギーの電力に占める割合（大型水力を含む）を30%以上に、一次エネルギーに占める割合を20%以上に引き上げる必要がある。なお、これらの数値はアメリカの各州やドイツなどのEU諸国においても提示されているものであり、飛び抜けて高い数値というわけでは決してない。むしろ再生可能エネルギー産業を牽引し、新技術に先鞭をつけていくためには、高い数値目標とそれを達成するための政策が不可欠である。

### ○再生可能エネルギーの定義と条件

全量買取制度の対象となる再生可能エネルギーとしては、太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱を基本的な対象とし、その上で持続可能性、環境十全性を十分に満たすものを対象とすべきである。例えば外国産木材（廃材）や紙ゴミを中心とする廃棄物発電、バイオマス発電は、環境十全性の面から対象とすべきではない。

また小水力発電の規模については特に設けないが、ダムをともなわない流れ込み式や水路式などの環境十全性に配慮した水力発電のみを対象とするべきである。

### ○買取対象について

#### （1）全種全量買取

制度の狙いはできるだけ早く再生可能エネルギーを一定量普及させることにあることから、住宅用太陽光発電も含めて、全量買取とするべきである（全量買取によるコストインセンティブが、その普及速度において余剰買取に限定した際に発生するとされる省エネインセンティブを上回ることは明白である）。また、事業用であれ再生可能エネルギーを供給しCO<sub>2</sub>削減に貢献するという評価に変わりはないものであることから発電事業目的の発電設備についても対象とするべきである。

#### （2）既設設備への買取

既存設備から発電された電力についても、全量買取の対象とするべきである。特にコストインセンティブが十分でない時期から環境保全に貢献してきた太陽光発電については、設置年度補助金の受領金額から買取価格を設定して、希望者に対して

は設定価格での全量買取制度を実施することを検討すべきである。

### ○買取期間について

原則、発電開始から20年間を買取期間とする。その上で、電源の種類や規模などに応じて、適切な買取期間を設定することが望ましいと考える。

### ○買取価格について

現在の余剰電力買取制度のような買取区分は廃止し、初期投資の80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする。（メンテナンスや管理費などのランニングコストを含めて、設置規模や発電条件によって適正な買取価格を設け、例えば1kWhあたり太陽光発電48円、風力発電11～14円程度とすることが考えられる）。

買取価格については、初年度以降の設置者は、設備価格の低下に合わせ一年ごとに一定比率で逓減させるなど、継続的な価格水準の調整を行なう必要がある（儲けすぎ、投機的な動きを抑制する）。

### ○財源・負担について

買取費用のうち、現在の平均発電コストに相当する回避可能原価（例えば6～8円/kWh）を電力会社の負担とし、残りを社会全体で賄うものとする。

ただし、原発推進の財源とされている電源開発促進税（現在、家庭平均負担額は月130円程度）や道路財源などの転用や、新設する環境税収の活用により、家庭負担を軽減することが検討されるべきである。

### ○措置

低所得家庭への負担軽減措置や、地域によって需要家の負担が変動するがないように買取負担の再配分を実施することが望ましい。

### ○現行制度との兼ね合い

（中略）

### ○系統への優先接続

全量買取制度の施行にあたって、再生可能エネルギー発電設備の系統連系に支障が生じることのないように、再生可能エネルギーの普及が電力系統の未整備などの理由によって妨げられないことがないよう、特に再生可能エネルギーの資源量が豊富な地域での電力系統の整備を国または電力会社の責任において進めすることが求められる。

また、既存系統に接続する際の費用負担については、既存系統を有する電力事業者が系統への接続に必要な設備の増強費用・建設費用を負担し、それに必要なコストは買取価格と合わせて電力料金に転嫁することができるなど、原則（ルール）の見直しが必要である。

### ○見直し期間について

再生可能エネルギー分野は成長著しいことから、技術や条件の変化に合わせて制度全体の枠組や詳細ルールについて、制度の目的達成のために必要な見直しを行うことが求められる。見直し期間は3～5年を目処に、状況に合わせて適宜実施できるようにすることが望ましい。

### ○環境付加価値の扱いについて

（後略）